

福岡県公報

令和元年十二月十七日
第六十四号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 糟屋郡の表中

医療法人井上会老人保健施設 サンライフ陽光苑	〃	〃
社会保険仲原病院	〃	志免町別府北二一二二一

を

老人保健施設サンライフ陽光苑	〃	〃
北九州若杉病院介護医療院	〃	〃
社会保険仲原病院	〃	志免町別府北二一二二一

に改める。